

青森県民のスポーツ・健康づくりのマスコット「アップリート君」着ぐるみ使用要領

（趣旨）

第1条 この要領は、青森県民のスポーツ・健康づくりのマスコット「アップリート君」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用の申請）

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、青森県教育庁スポーツ健康課長（以下「課長」という。）に提出しなければならない。

（使用の承認）

第3条 課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。ただし、使用を希望する者が重複した場合又はその他やむを得ない事情がある場合は、承認を行わないこともある。

- （1）スポーツ・健康づくりのイメージを損なう恐れがあるとき。
- （2）法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- （3）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- （4）営利目的の活動に使用するとき。
- （5）その他、課長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

（使用料）

第4条 使用料は、無料とする。

（受領及び返却）

第5条 着ぐるみの受領及び返却は青森県教育庁スポーツ健康課内（以下「課内」という。）で行うものとする。ただし、課内での受領又は返却が困難な場合は、課長が認める別の方法により行うことができる。

（使用上の遵守事項）

第6条 課長が使用を承認した者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）第三者に転貸しないこと。
- （2）荒天時には屋外で使用しないこと。
- （3）着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- （4）着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
- （5）着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付くこと。
- （6）着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること。
- （7）その他、課長が特に付した条件に従って使用すること。

（ 承認の取消 ）

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこの要領に違反したときは、課長はその使用の承認を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。

（ 原状回復 ）

第8条 着ぐるみを汚損又は紛失した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニング等必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。

（ 損害等の責任 ）

第9条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、課長は一切その責めを負わない。

（ 補則 ）

第10条 この要領に定めるものの他、着ぐるみの使用に係る必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。